

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の認可申請並びに設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【2】」

2. 日時：令和4年8月8日 14時00分～15時51分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、西内安全審査官、中野安全審査官◎

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、山下係長

四国電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門

安全・防災グループ マネジャー◎ 他11名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事 設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表
- ・資料2 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請及び使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に係る設計及び工事計画変更認可申請について
- ・資料3 伊方発電所3号機 火災感知器追設工事に係る設計及び工事計画認可申請書の補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。
0:00:03	それではこれから四国電力の設計及び工事の計画の認可申請ないし変更認可申請、
0:00:10	火災バックフィン火災感知器のバックフィットに係るもののヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:17	それでは四国電力の方から資料の説明をお願いします。
0:00:23	はい。四国電力高木でございます。それでは私の方から説明させていただきます。本日資料、資料 1 資料 2 資料 3 の 3 点となりましてまず資料 1 が前回ヒアリングでいただいたご確認事項とその回答を記載してございます。
0:00:40	資料 2 前回ヒアリングで概要説明資料として、
0:00:44	提示していた資料に対しまして前回のヒアリングコメントを踏まえて修正したものを、
0:00:51	資料 2 としてございます。
0:00:53	資料 3 としまして、前回いただいたコメントを補足説明資料に、
0:00:59	反映したものを、資料 3 として、添付してございます。
0:01:04	本日の説明はまずは資料 1 で、回答ご確認事項の確認と、概要、回答の概要を説明させていただきまして資料 2 資料 3 を使いましてその詳細を、
0:01:16	さらに説明させていただきます。
0:01:19	それではまずは、資料 1、お手元をお願いいたします。
0:01:27	資料 1 伊方発電所 3 号機火災感知器追設工事設計及び工事計画認可申請に係る審査でのコメント等管理表ということで、
0:01:38	2 枚ものの資料になります。2 分の 1 の方が、追設工事側のコメントとそのご回答。
0:01:46	2 分の 2 ページ目が、使用済み燃料乾式貯蔵施設設置工事に関わるコメントとそのご回答となります。
0:01:54	それでは 1 枚目の方から説明させていただきます。
0:01:58	あとコメント No. 1、ご確認事項としまして、
0:02:02	適用対象条文 10 条の安全設備について火災感知器の適用可否の考え方を説明することとして、
0:02:09	ご確認事項いただいております。
0:02:11	当社の回答、右、その右に記載しておりますのでそれを読み上げさせていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	設置機器設置許可添付書類 8 の第 1 ポツ 4 ポツ 2 表、
0:02:24	原子炉施設の安全上の機能別重要度分類において、消火設備はクラス 3 と記載されており、
0:02:31	またクラス 3 の間接関連系についてはクラス 3 として扱うことが記載されております。
0:02:37	今回火災防護審査基準への適合のために、追設する火災感知設備については、ハロン自動消火設備用の感知器も含む、含まれておりますのでその機能上、消火設備の間接関連系とある。
0:02:49	間接関連系となることから安全設備に該当すると。
0:02:53	考えております。
0:02:56	コメントNo. 2、ご確認事項としまして、
0:03:00	火災感知設備の選定から設置までの考え方をフロー図により説明すること。
0:03:06	ということで、
0:03:07	火災感知設備の選定から設置までの考え方をフロー図として作成し、資料に反映してございます。
0:03:15	こちらフローについては資料 3 の、
0:03:17	補足説明資料 5 に記載してございます。
0:03:21	コメントNo. 3、消防法施行規則に基づき設置できない場所も含め、
0:03:27	本水準をどのように適用し火災感知設備を設置するのか説明すること。
0:03:32	ということで回答としては一つ前のコメントと同じようになりますがフロー図の中で説明させていただきます。
0:03:38	フロー図は補足説明資料 5 に記載しておりましてそのフローを当てた結果を、
0:03:43	結果、
0:03:45	保安水準を適用することとなったエリアにつきましてはその詳細を附属説明資料 7 に記載してございます。
0:03:53	コメントNo.4、中央制御室での火災感知について周辺建屋等の個別警報の取り込みにあたり、
0:04:00	既設火災感知設備をどのように改造するのか、変更前後がわかるように説明すること。
0:04:06	ということで工事内容がわかるように、補足説明資料 8 に記載してございますので、詳細はそちらで説明いたします。
0:04:16	1 枚めぐりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:18	使用済み燃料化、使用済み燃料乾式貯蔵施設設置工事に関わるコメント。
0:04:23	管理表となります。
0:04:26	とコメントNo. 1、樫木編について、季節工機工事計画ではなく新規設計であるため適用対象条文は、
0:04:35	11条以外も対象であり追加すること。
0:04:38	ということで、企業対象条文は、変更認可申請時から変更がないため火災感知器に関わる適用対象条文を対象として、資料に追加いたします。
0:04:50	なお今回のへん人、
0:04:51	変更認可申請では11条以外は基本設計方針に変更はございません。
0:04:57	資料1地コメント事項とその回答の概要については以上となります。
0:05:03	それぞれのコメントについて資料2と資料3を使いまして、
0:05:07	詳細を説明させていただきます。まず、資料1の1枚目ナンバー1のコメントに対する回答を、
0:05:17	概要資料偽反映した箇所を説明しますので、資料2の、
0:05:25	右肩4ページ、2ポツ申請概要4分の2をお願いいたします。
0:05:36	資料2の右肩4ページ、こちらの適用適合性確認対象条文を整理した表を記載しております。
0:05:44	こちら以前、前回のヒアリングの時には、
0:05:49	適合性確認というところでマルとバツは、
0:05:54	ちょっとわかりにくい記載になっておりましたので表の適正化をさせていただきます。
0:06:00	申請1の方が火災感知器追設工事に関わる設計及び、
0:06:05	工事計画認可申請の適用対象条文と審査対象条文を整理した人となります。
0:06:12	申請2の方が監視、使用済み燃料監視程度、
0:06:16	施設設置工事に関わる、
0:06:19	企業対象条文と審査対象条文を整理した表となります。
0:06:25	この表で言いますと適用対象条文として、
0:06:29	いうものは
0:06:31	今回の工事で設置する火災分を、
0:06:34	かさ防護設備が設備として適用条文が適用されるかどうか、適用される場合は、適用条文の
0:06:44	別にマルを各条文上、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:48	各条文に対して、火災防護対象、火災防護設備が適用対象条文となる場合には丸をつけております。
0:06:58	また今回の設工認申請において工事範囲となる場合には審査退場条文として、審査対象条文の列に、
0:07:06	各条文と対応する。
0:07:09	別に丸をつけております。
0:07:13	またすみませんここでちょっと資料の訂正をさせていただきます。
0:07:18	衛藤。
0:07:20	右肩 4 ページ。
0:07:22	申請 1 のう。
0:07:25	火災感知器追設工事の表なんですけれども、十四条、15 条、
0:07:32	が適用条文、審査対象条文それぞれバツとして記載をしているんですけれども、こちらすみません丸野。
0:07:40	誤りで修正訂正させていただきます。
0:07:46	また、下の表申請 2 の使用済み燃料乾式貯蔵施設、
0:07:51	施設設置工事側、
0:07:53	こちらも十条と十四、五 15 条については適用条文として、
0:07:59	衛藤。
0:08:01	適用条文の欄、バツと今記載しているんですけれども、0 に訂正をさせていただきます。
0:08:08	また※2 の部分なんですけれどもこちら必要ない記載となりますので、訂正に合わせて
0:08:16	こちら削除とさせていただきます。
0:08:21	で、
0:08:31	ちょっとすみません、資料の訂正が入ったんですけれども No. 1 コメント No. 1 の回答としましては、
0:08:41	まず火災感知器追設工事については、
0:08:44	消火設備、
0:08:47	所自動消火設備用の感知器が含まれてましてそちらは、消火設備の間接関連系と整理いたしますので、
0:08:57	整理しまして火災感知器、
0:09:00	火災感知器は 17 条の適用対象。
0:09:04	設備と整理しも整理いたしまして十四条。
0:09:09	適用対象条文と審査対象条文もあると。
0:09:12	考えてございます。こちらは、コメント、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:16	丹波市の
0:09:17	回答となります。
0:09:20	またここ適用、
0:09:25	適応要否につきましては、
0:09:28	補足説明しろ、失礼しました。資料 3 の補足説明資料、
0:09:34	2 の、
0:09:36	2-2 ページに、その採否の理由を記載しておりますこちら、
0:09:42	前回ヒアリング資料として提出させていただいたものから理由の部分修正、適正化させていただいて、
0:09:51	おります。理由の詳細については、添資料 3 補足説明資料 2 の、
0:09:56	2 ページのほうをご確認ください。
0:10:03	はい浅井菅施設が、
0:10:10	火災感知器追設工事側のコメントNo. 1 の回答については以上となります。
0:10:17	合わせてちょっと順番。
0:10:20	変わるんですけれども、資料 1 の 2 枚目。
0:10:24	使用済み燃料乾式貯蔵施設設置工事に関わる、
0:10:28	コメントNo. 1 の回答を先に
0:10:31	させていただきます。
0:10:37	確認事項が、
0:10:39	適用対象条文は 11 条以外もあり、対象であり、11 条以外も対象であり追加することということで、
0:10:47	イトウ、
0:10:48	資料 2 の右肩 4 ページ、資料 2 の表の方に、
0:10:53	その旨反映してございます。適用対象条文としては 5 条 11 条十四条。
0:10:59	15 条が対象としてございます。
0:11:03	そのうち、今回野瀬編変更認可申請におきましては、5 条は適用対象条文ではあるんですけれども、今回の感知器バックフィットの
0:11:14	バックフィット範囲ではなく、
0:11:16	非認可の内容から変更がございませんので、
0:11:20	審査対象条文、対象外と整理してございます。
0:11:25	また 11 条火災による損傷防止については適用対象条文で、また今回、基本設計方針でも、乾式貯蔵施設、
0:11:36	に関わる基本設計方針においても変更箇所が、
0:11:40	ございますので審査対象条文と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:43	考えてございます。
0:11:45	ただし、乾式貯蔵施設設置工事におきましてはバックフィット範囲D感知器の、
0:11:51	追設工事はございません。なく、
0:11:55	基本設計方針に記載している通り、
0:11:58	衛藤。
0:12:00	煙熱炎感知器のうちいずれか1種類のみを、
0:12:05	設置する方針、設計方針から、
0:12:08	変更はございませんので、
0:12:10	感知器の追設に関わる部分は、審査対象条文ではないと考えてございます。
0:12:20	以上が、
0:12:23	資料1の2枚目乾式貯蔵施設に関わるコメントNo.1の回答と、
0:12:28	なります。
0:12:30	続きまして、資料1の1枚目、コメントナンバー2と3。
0:12:36	に対する回答となります。こちら、
0:12:40	2番と3番回答としましてはフローズを、
0:12:43	作成してそれにのっって、
0:12:45	選定から感知器の選定から設置前の下までの考え方と、保安水準をどのように適用するかというところ。
0:12:53	説明させていただきますので、
0:12:56	まずは、資料2の、
0:12:59	右肩9ページ感知器の設置方法、7分の2号、
0:13:04	お願いいたします。
0:13:07	こちらフロー図の概略となります。
0:13:13	基本的にはまず、
0:13:15	感知器の感知方式を選定し、選定した感知方式から感知器を選定いたします。
0:13:24	そこで選定した感知器、
0:13:27	に対して感知器の設置場所における環境条件を踏まえて、消防法施行通りに感知器が設置できるかどうかを、
0:13:35	フローに沿って管確認いたします。確認した結果、消防法施行規則通りに、
0:13:41	設置できれば、消防法施行規則通りに設置いたしますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:46	特殊な環境条件等により規則通りの消防法施行規則通りの設置ができない場合には十分な保安水準を確保した。
0:13:55	設計を行うようにいたします。
0:13:58	ここでいう十分な保安水準の定義としましては、
0:14:02	設計基準対象施設の安全性及び重大事故等対処施設の重大事故等に対処するために必要な機能が、
0:14:09	火災により損なわれないよう、対象エリアに発生する間、
0:14:14	火災を感知できること。
0:14:17	または火災の影響が限定的と評価できることと整理してございます。
0:14:23	フロー、詳細につきましては、
0:14:28	補足説、資料 3、補足説明資料 5 の、
0:14:34	ページ保護 18 ページから、
0:14:38	21 ページの 4 ページにフロー、詳細を、
0:14:42	記載してございます。
0:14:46	一般
0:14:47	フローの説明ということで資料 3-5、18 ページをお願いいたします。
0:14:58	はい。こちらに示しておりますフローに沿って、
0:15:03	感知器の火災感知器の設計を行っていくよう、当社では整理をしております。
0:15:09	まず基本設計方針で定義しております火災感知器の設計単位、感知区画単位でこのフローに沿って感知器のセキをしていきます。まず、補足説明資料 5-18 ページ。
0:15:23	こちらのフローで、
0:15:26	環境条件に沿った、まずは感知方式が、
0:15:30	パンチ方式の選定を行います。
0:15:33	アンチ方式の選定を行った後、環境条件に、
0:15:37	を踏まえて、必要な感知器を選定いたします。
0:15:43	設置する線、感知器の選定が終わりましたら、下にオチて※1 で次ページ。
0:15:49	方 59 ページをお願いいたします。
0:15:54	59 ページ。
0:15:56	例えば、一般的な執務室のような特殊な環境条件がない場合におきましては、
0:16:04	まずは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:06	まず 1 種類目としては、煙感知器、煙、煙感知方式の感知器を選定することといたしまして 19 ページ。
0:16:15	最初のひし形から下においていきまして煙感知器の方式、煙感知方式の火災感知器。
0:16:23	の選定フローに入ります。
0:16:26	東加来の煙感知方式の火災感知機能、近くからしたし型五つ。
0:16:33	並んでございますがこれらが特殊な環境条件となりまして、煙感知方式の感知器が選定できない。
0:16:42	これは志賀谷がイトウシイエスとなりましたら、そのエリアでは煙感知方式が、
0:16:47	すみません、失礼しました衛藤。
0:16:50	一つ前のページで選定した煙感知方式の
0:16:55	煙感知器が、
0:16:58	その環境条件に適合しないことと、
0:17:01	なりますのでその場合はイエスとなって、一つ右の列の、
0:17:06	志賀谷オチていきます。
0:17:10	普通の執務室の場合はこれら間特殊な環境条件がすべてNOとなりますので、
0:17:17	そのまま下に落ちまして、
0:17:20	一般エリア執務室の場合は、
0:17:22	まずはキムラ感知方式の感知器が、
0:17:25	一つ選定されるようなフローと、
0:17:28	なります。
0:17:31	まず煙感知器の
0:17:33	線。
0:17:35	煙感知器の設計がまず一番左の列で終わります。煙番地方式の選定を、
0:17:45	一番左の列の、
0:17:47	プロで行いまして、
0:17:49	規則通りにつくかつかないかで、
0:17:52	このフローの一番下の長方形に落ちるか、一つ右の列の色つきの※2 ※3 に飛ぶように、
0:18:01	なります特殊な環境条件の場合は※2※3 に飛びまして、
0:18:06	※2 に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:07	飛ぶ場合は、別の換気無理感知方式の煙感知器を再度選定するようにコミニの場合は一つ。
0:18:16	前のページに戻りまして、感知方式か裁判時期の選定の方に、
0:18:21	戻るようになります。
0:18:23	すべての煙感知方式の煙感知器、
0:18:27	お風呂にあてがってもなお、
0:18:29	煙感知器が選定されない場合には、※3の方に、
0:18:34	飛びまして、
0:18:36	2 ページ縫合 20 の火災感知器の保安水準により施設保安水準による、
0:18:43	設置方法のフローの方に、
0:18:45	移ります。
0:18:48	一般一般エリアの執務室の場合として説明をさせていただきますのでまずは煙感知器、感知方式が、
0:18:58	1 種類、消防法施行規則通りに付けられた場合のフローとして説明いたします。
0:19:05	一番下の所、法 59 ページの下の、
0:19:11	四角の
0:19:12	一番下のひし形の部分になるんですけども、
0:19:16	まず特定のエリアで煙感知方式の感知器が一つ選定されましたが、一番下のひし形のところで異なる種類の火災感知方式、火災感知器ば、
0:19:27	それぞれ網羅性を確保しできる設置方法が確定したかでイエスノーとなりまして煙、
0:19:34	感知方式、一つだけ選定された状態では、
0:19:38	確定していない。
0:19:42	西坂。
0:19:52	失礼しましたちょっとすみませんフローが、
0:19:54	誤っていたんですけど白の動きがイエスノー。
0:20:00	逆になっておりました失礼しました一番。
0:20:03	煙感知方式のみ。
0:20:06	が、
0:20:06	1000、
0:20:11	えーと、
0:20:13	失礼しました。
0:20:16	59 ページの一番下のひし形。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:19	異なる種類の火災感知器がそれぞれ網羅性を確保できる設置方法が、
0:20:25	確定したか。
0:20:27	で、イエスの場合に、
0:20:30	別の感知方式を、
0:20:32	選択としてしまっているんですけども、
0:20:35	異なる2種類が決まっていなければ、
0:20:41	※4で、一つ前のページの、
0:20:46	パンチ方式の選定に戻るようなフローと、
0:20:50	するところを、イエスの逆にしておりましたので、
0:20:54	こちら志賀他のイエスのすいません。
0:20:58	後程訂正させていただきます。何も衛藤煙感知方式の設置法、設置方法が決まっていなければ、一つ前の攻防18ページのところ、
0:21:10	感知方式の選定に戻りまして次は、
0:21:14	熱感知機能。
0:21:16	選定熱感知器の機種を選定を行って、また、ほぼ19ページの方に戻ってきて熱感知方式の、
0:21:26	感知器の選定をフローに沿って行うような流れで、
0:21:32	弊社の火災感知器の設計プロセスをし整理しております。
0:21:37	執務室一般的なエリア執務室のようなエリアの場合においては、煙感知器 이슈が、
0:21:44	規則通り設置できることを確認した後に、
0:21:49	次は熱感知方式の感知器の
0:21:52	設計に移りまして、
0:21:55	保護、
0:21:57	18ページで、
0:21:58	熱感知方式の感知器を一つ選び、
0:22:02	次の19ページに移りまして、
0:22:06	黒の真ん中の列。
0:22:09	四角で熱感知方式の感知器と書かれているところから、
0:22:14	また感知器がその設置場所の環境条件に、
0:22:18	適しているかどうかをフローで確認して、適していれば規則通りに設置適していなければ、
0:22:25	また別の熱感知方式の感知器をフローに充てるように、
0:22:31	またすべての熱感知方式の感知器をフローに当ててもなお、熱感知方式が選定できない場合には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:39	※4の方に、
0:22:41	映るような、
0:22:43	フローとなります。ただし熱感知方式の火災感知器につきましてはその感知、
0:22:49	この感知方式の火災感知器で、同じように、無縁、
0:22:56	遊園火災を感知できますので、
0:22:59	19ページのフローのあった熱感知方式の選定が、
0:23:03	止め、
0:23:06	熱感知方式の感知器の一つ上のひし形で熱感知方式の
0:23:12	選定が完了しているかどうかで、熱感知方式の、
0:23:16	感知器がすべて、環境条件に適さないことが確認できましたら、一旦炎感知器、
0:23:23	が、そのエリアで使えるかどうかを、
0:23:26	確認するフローとなっております。算式のフローとしても、他の煙と熱と。
0:23:34	同じように環境条件に、
0:23:36	適した、適しているかどうかをフローで確認をして適していなければ、
0:23:42	尾野幹事木野。
0:23:45	感知器を、この感知方式の感知器を、
0:23:48	適用できるかどうかを確認するようなフローとなっております。
0:23:53	執務室のような一般的なエリアであれば、熱感知器、
0:23:58	が、そのまま規則通りに、
0:24:01	設置できることとなりますので、熱感知器のフローで下長方形の四角まで打ちまして、
0:24:10	異なる種類の火災感知器がそれぞれ網羅性を確保できる設置方法が確定したで、
0:24:16	下におりて、
0:24:19	一般エリアの場合は熱と煙、
0:24:22	アナログ式の熱と煙の感知器が、
0:24:26	選定されて、フロー就労と言うようになります。
0:24:31	はい。続きまして衛藤。
0:24:35	煙感知器熱感知器それぞれで、消防法施行規則通りに設置できなかった場合、それぞれ※煙感知器であれば、※3。
0:24:46	熱感知器では※4のフローに飛ぶように、フローを設計してございますまずは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:53	煙感知方式の感知器の保安水準による設計方法としまして、
0:25:00	補足説明資料保護 20-20 ページを、
0:25:05	お願いいたします。
0:25:10	前のページで、キムラキムラ感知器が消防法施行規則通りに、
0:25:15	設計できないと。
0:25:17	ありましたら、
0:25:19	こちら 20 ページの※3 から、
0:25:22	煙感知器のを保安水準による設置方法を検討いたします。
0:25:28	先ほどの繰り返しになり、なりますが当社では、
0:25:33	保安水準の定義としまして、設計基準対処施設の安全性及び重大事故 等対処施設の
0:25:42	重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれないよ う代表エリアで、
0:25:47	発生する火災を感知できることまたは火災の影響が限定的で、
0:25:53	あると評価できることと定義してございまして、これに適用するため には、
0:25:59	その少し下を書いております 0 から 0
0:26:04	これはどれかに該当するように設計を行うように考えてございます。
0:26:13	具体的に申し上げますとフローの
0:26:19	ほぼ 20 ページのフローの市煙感知方式の
0:26:24	火災感知器という資格、
0:26:27	のフローから以下のところ、
0:26:29	以降のところ、それぞれの環境条件によって煙感知器が、
0:26:36	消防法施行規則通りに、
0:26:39	設定できない場合、
0:26:42	それぞれ、
0:26:43	イエスノーで、
0:26:50	失礼しました。
0:26:53	煙感知方式の間、火災感知器以降で、環境それぞれの環境条件で、
0:27:01	煙感知器が設置できない。
0:27:04	はい。
0:27:05	その環境条件から、イエスで飛ぶ先に。
0:27:09	と色塗りの四角を記載してございます。
0:27:13	その中に、各エリア各環境条件、
0:27:18	に対して保安水準を確保するために、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:22	上フローの上部で説明している保安水準を確保するための設計
0:27:28	から、
0:27:29	の中のどれかを、
0:27:31	適用して保安水準を確保するように、
0:27:34	各環境条件に対して、感知、火災感知器の設計を、
0:27:39	行っているフローとなります。
0:27:46	なので例えば
0:27:48	今回のヒアリングでコメント、議論となりましたシャワー室の話でございますがシャワー室の場合は、蒸気が大量に滞留する場所ということで、
0:28:00	フローの一番最初のひし形で、
0:28:04	粉じんが発生または蒸気が大量に対応する場所となりましてこちらがES。
0:28:09	次の四角の通り隣接換地区画の火災感知器を兼用する保安水準位の考え方をもって、シャワー室においては本水準を満足するような設計とするように、
0:28:22	フローで整理してございます。その他の環境条件につきましても同様となりましてそれぞれの環境条件に対して、本水準を確保する設計というものを、
0:28:33	お色つきの四角で整理しております。このこれら色つきの四角の下に青字で、
0:28:40	下記載しております、エリア名称がそれぞれの保安水準を、
0:28:44	適用するエリアとなりまして煙感知器におきましては、補 5-20 ページ、色付比較の下のエリアが、煙感知器、AM円。
0:28:56	火災における保安水準を適用するエリアと、
0:28:59	なります。
0:29:01	続きまして、ほぼ 21 ページ、こちらが三つ感知器、熱感知方式の感知器に対する保安水準の
0:29:11	整理となります。こちらも同じく、それぞれひし形のところで、熱感知器が、
0:29:19	消防法施行規則通りに設置できない環境条件を記載しておりまして、
0:29:26	それらからYesのでそれぞれ色つきの四角のところに、
0:29:31	フロー上、分かれております。
0:29:36	各エリア各環境条件において、
0:29:40	当社では、色付四角に記載している本水準を達成することで、十分な保安水準を確保。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:46	する設計とするように、火災感知器の設計を、
0:29:50	プロに沿って行って、
0:29:52	ございます。
0:29:56	以上が前回コメント、前回のヒアリングでのコメントを、
0:30:01	受けて当社で整理しました。
0:30:04	火災感知器の選定から設置までの、
0:30:07	考え方のフロー図により説明することと保安水準をどのように適用して火災感知器を設計設置するのか。
0:30:15	というご確認事項に対する回答となります。
0:30:19	また、
0:30:20	補足説明資料 5 の、
0:30:23	資料で作成したフロー図。
0:30:26	に沿って改めて保安水準を適用するエリアとして、
0:30:31	補足説明資料 7 に該当するエリアとして、
0:30:37	該当するエリアを整理してございます。
0:30:45	保安水準を適用するえり納付説明資料につきまして、概略を説明いたしますので、資料 3 の補足説明資料 7 を、何、7 ページを、
0:30:59	お願いいたします。
0:31:03	727 ページ、こちらでループ室を例にとって、資料の構成だけ説明させていただきます。
0:31:12	7 ポツ 2 ポツ 2 ポツ 3、放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器の設計詳細についてということで(1)でループ室を、
0:31:21	説明してございます。まずループ室の、
0:31:25	と環境条件を説明しておりまして、ポツで環境条件を説明しておりまして、bポツでその環境条件を踏まえた火災踏まえて選定した火災感知器を、
0:31:36	記載してございます。
0:31:39	cポツのところでは火災感知器を選定した理由を記載してございます。
0:31:45	bポツで、
0:31:48	こちらの設計、ループ室において保安水準を確保できている説明を記載して、
0:31:54	ございます。附属説明資料 7 の説明は資料の構成だけと概略として説明をさせていただきます。
0:32:03	以上が、火災感知器追設工事のコメントナンバー 2 と 3、
0:32:09	でいただいたご確認事項に対する回答となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:13	続きましてコメントNo. 4の説明。
0:32:16	となります。
0:32:18	補足説明資料3の補足説明資料。
0:32:22	Hatch。
0:32:25	補足説明資料火災自主8、火災受信機盤に関わるものということで、
0:32:31	こちらの方に
0:32:33	火災感知器追設工事前の、
0:32:36	火災感知設備の概略系統図と、
0:32:40	火災感知器追設工事後の、
0:32:43	概略系統図を、
0:32:46	記載して、資料、資料に反映して、
0:32:50	反映いたしましたのでこちらの方で、工事、
0:32:56	河成感知器追設工事前後の改造内容についてはご確認いただけるように資料を反映してございます。
0:33:06	以上、
0:33:08	説明以上となります。
0:33:14	ふうん。はい。規制庁西内です。
0:33:17	そしたらこちら側からちょっと事実確認を進めていきたいんですけど、
0:33:22	まずは全般通じて私の方から1回通して確認したいことを確認させていただいて、適時規制庁側からも何か追加で関連でっていうことがあれば適時差し込んでもらえればと思います。
0:33:36	早速ですけど、せっかくなので順番に沿っていききたいんですけど、一番最初の14条とかの適用条文適用を
0:33:46	条文の適用の関係ですね、ここは何に中身がないのでさっさと行きたいんですけど、資料2の4ページ目をお願いします。
0:33:56	衛藤。
0:33:58	ここに限らず、さっきのフローの後、後のフローのところでも何か動きがあったという話があったので、ちょっと次回以降、基本的にまずそういった単純な動きとかはないように四国電力の中でしっかり確認をした、してから、審査資料はご提出をいただくようにお願いします。
0:34:14	その上で
0:34:16	まず、十四条の部分が該当だっという話があったんですけど、
0:34:21	衛藤。
0:34:22	おっしゃるようにまず許可の段階では、消火設備っていうものをクラスⅢとして書いてますとこれは指針の方にも明記をしていますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:31	で、これは先行の審査資料を確認いただければ書いてるかなと思いますけども、基本的にじゃあ感知設備ってその関連系であることって何か明確にどっかで謳ってるんですけど。
0:34:46	いうところがー、よく不明不明確でして、
0:34:50	書いてあることは言いたいことはわかるんですけどそれが許可時点とか、
0:34:55	今までの審査の中でどこかで明確化して書かれてましたっけっていうところで、許可との整合性の観点もあるのでそこら辺をちょっともう少し明確に説明をいただければいいのかなと思います。
0:35:09	というところで現状では、
0:35:13	あまり10条が適用だとは思っていないというところがまずあるんですけど。
0:35:18	そういった部分をもう少し明確に今後説明いただいてもいいですか。
0:35:28	四国電力高木です。
0:35:30	藤。
0:35:33	間接関連系の部分もう少し掘り下げて許可との整合を意識しながら説明を充実させるということで、承知いたしました。
0:35:43	はい。よろしくお願いします。
0:35:48	その上でこの申請人の方に関係するんですけど、ちょっとこれはまず確認したいんですけど、申請人のこの使用済み燃料乾式貯蔵施設、
0:35:59	の火災感知器って、今回のバックフィットを踏まえて何か追設するんですかね実際に、
0:36:07	まずするかしないかだけは載せて欲しいんですけど。
0:36:11	四国電力高木です。
0:36:14	使用済み燃料乾式貯蔵施設につきましては、許可の部分から、火災感知器の数に関するところは変更がないと考えてございまして追設の、
0:36:25	では、計画はございません。
0:36:28	規制庁西内です了解しました。だからあれですねその元の、
0:36:34	工事前から、実際の感知器の置き方は全く変わらなくて、全部が全部消防法施行規則通りを受けてますってそういう理解でよかったんですけど。
0:36:48	四国電力高木です。
0:36:50	はい、ご認識の通りではございますただ1点補足だけさせていただくんですけども、
0:36:57	既許可の寄与審査の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:01	時、
0:37:03	ミニカーの通り基本設計方針に記載している通りですね煙感知器熱感知器炎感知器いずれか 1 種類を消防法施行規則通りに設置するという、
0:37:14	計画でございます。
0:37:20	すいません、火災対策室長の齋藤ですけれども、
0:37:26	下、
0:37:28	四国電力として、火災区域とか、要は、
0:37:35	火災に関するその区画とか区域とかっていうのは、そこは含まれないってことなんですかね。
0:37:46	四国電力高木です。
0:37:48	と乾式貯蔵施設につきましても火災区域区画は設定してございます。
0:37:54	はい。
0:37:55	火災対策室の齋藤ですけども、もしとか、火災区域に設定されているのであれば、火災防護審査基準では、火災区域には必ず設置してください。2 種類設置してくださいねっていうふうに、
0:38:09	書いてあると思うんですけども、なぜそれを設置されないのかっていう理由はやっぱり説明されないといけないんですけども、そこはどこかで説明されてますでしょうか。
0:38:24	四国電力高木です。
0:38:28	今のコメントにつきまして当社の方針としましては基本設計方針のところ、乾式貯蔵施設に関する、
0:38:36	今、江藤、私の方から、
0:38:39	説明させていただきたいいずれかを、いずれか 1 種類を設置する部分記載してございまして、今回の申請資料、
0:38:48	の、
0:38:51	基本設計方針 2 の 8-4-3 の 8 ページ。
0:38:57	ご確認いただけますでしょうか。
0:39:00	規制庁ニシウチです少々お待ちください。
0:39:05	規制庁ニシウチですお待たせしましたどうぞ。
0:39:10	はい。四国電力高木です。
0:39:14	今回の申請資料 2-8-4-3 の 8 ページに記載のしたの方に記載しております通り変更前変更後で、今回基本設計方針の見直しを行っていない部分ですねこちら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:27	認可されている範囲と認識してございます。こちら読み上げさせていただきませんが、衛藤。
0:39:34	下、一番下のパラグラフでまた以降になります。
0:39:38	また、火災感知設備のうち火災感知器は保管する使用済み燃料か乾式貯蔵容器が金属製であり、火災による安全機能への影響が考えにくいことから、消防法に基づき、
0:39:52	アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器または非アナログ式の炎感知器の
0:40:00	いずれかを設置する設計とすると記載しまして、こちらの記載で審査、
0:40:06	いただいて現状認可いただいていると認識しておりますのでこの設計から、
0:40:12	変更す、変更は、
0:40:14	なく、
0:40:16	乾式貯蔵施設につきましては、火災感知器を追設する。
0:40:20	計画が、現状ございません。
0:40:24	はい。火災対策室の齋藤です。説明ありがとうございました。この部分については他の部分とあわせて、また再度、最後にですねまた
0:40:37	今日ではないですけども別途確認をさせていただく可能性がありますのでそのつもりでお願いいたします。
0:40:44	その際ですねもう一度この部分のロジックについてですね、また再度ご説明いただくかもしれませんのでその際には、よろしく願いいたします以上です。
0:40:57	四国電力高木です。この部分について再度確認が、
0:41:01	あるということで承知いたしました。
0:41:06	はい。規制庁西内です。続けてですけども、
0:41:10	とりあえず追設しないってことであればさっきの申請、適用条文の話に戻りますけど、追設しないって話であれば五条が、
0:41:21	変更内容ってことは理解できましたのでちょっとさっきの話とか絡めて、一緒に確認をしていければと思いますと。
0:41:30	ということで、適用条文についてはまだこれくらいかなと思います現状は、続けて具体的なフローと、感知器の選定設置とかフローとかあと保安水準の話に行きたいんですけど、
0:41:44	どっちからやろうかな少しだけお待ちいただいてもいいですか。
0:41:57	すいません規制庁ニシウチですまずフローの方から、1個ずつ流れで確認していきたいんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:03	ネット紙を3の、
0:42:06	本郷の18ページ。
0:42:11	これ次回以降お願いしたいんですけど、ちょっと右下の方に通しページを振っておいていただいてもいいですか。
0:42:19	そっちの方が多分お互いコミュニケーションを取りやすいかなと思いますのでその部分はちょっとご協力をいただければと思いますけどお願いしてもいいですか。
0:42:28	四国電力高木です。通しページ番号について承知いたしました。
0:42:33	はい、ありがとうございます。まずフロー1個ずつ確認進めていきたいんですけど、
0:42:39	ちょっとまずこのページで一番よくわからないのがですね、
0:42:44	一番最初の火災感知方式の選定ってあるじゃないですか。
0:42:52	あ、ごめんなさい、今理解しましたこれ感知方式の選定か。なるほど。
0:42:58	感知方式の選定と感知器の選定で分けたってことですね。
0:43:03	出て理解でいいんですよすみません。
0:43:06	四国電力高木です。ご理解いただいた通りで、
0:43:09	そこにありません。
0:43:13	なるほど理解しました規制庁ニシウチです。まず感知方式の選定からなんですけど、
0:43:21	0天田理解できるんですよ0伊能。
0:43:27	並びについていう場所並び2、火災防護上重要な機器等への火災による影響を限定するため、早期に感知する。
0:43:36	必要がある場所は、この場所って何でしたっけ。
0:43:40	ちょっとここがよくわからなくて、
0:43:45	四国電力高木です少々お待ちください。
0:45:09	失礼しました。四国電力高木でございます。
0:45:12	藤。
0:45:13	コメントいただいた丸井の、並びに以降の記載につきまして現状ここに該当するエリアはございません。
0:45:22	それを踏まえましてフローの方、
0:45:25	再度検討させていただきます。
0:45:30	規制庁西内です。
0:45:33	ちょっと十分な時間が取れてないのかもしれないんですけど、ちょっと全体的に動きとか、今お話いただいたような内容がちょっと多い気がしてい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るので、ちょっと全体的にしっかり四国電力の中で見ていただいたものを出していただければと思います。
0:45:49	それなりにちょっとボリュームもある審査資料になるので、今みたいなことが続くとしても審査がどんどん遅れていくとか効率的にできなくなっていくので、しっかりそこは四国電力の中で徹底をしていただければと思います。
0:46:02	とりあえず今の場所は該当ないということで消えるんだろうなということで理解しましたと。で、
0:46:10	続けて、
0:46:14	火災感知器の選定の方に行くんですけど、
0:46:24	ちょっとよくわからないのがですね、さっき感知方式の選定であいうっていのを考えますって言うじゃないですか。この①のところでもまた基本的な考え方からうを考慮していうこの感知器の選定においてもからうってのが出てくるんですね。
0:46:41	それは、漢字方式を選定した上で、感知器をその中から選択する上でもこのからうってのが出てくるってということなんですかねそれはどうどういう意味合いで出てくるんですかね。
0:47:00	四国電力高木です。少々お待ちください。
0:47:23	回答しました。四国電力の磯野です。
0:47:26	よろしいですか。
0:47:29	はい、どうぞ。
0:47:31	えっとですね今コメントいただいたところはですね、
0:47:35	方式として、まず、例えば煙を選定します。
0:47:42	とかっていうふうになった時にもう基本的に煙からの条件で、下のところは、
0:47:48	環境条件に適合する火災あかん時期、検出装置を決めていくということなんですけども、ここで書いた意図はですね、
0:47:59	必ず、ここ、熱感知器も、もう、
0:48:04	ここを通過していくので、この基本的な考え方どれであっても例えば、
0:48:10	を選んだ場合であっても良いを選んだ場合であっても、封を選んだ場合であっても、その選んだものを考慮して、
0:48:18	それぞれの、
0:48:20	煙熱ほどの中で、どれを選ぶの。
0:48:25	どの感知器を選ぶのかっていうところでちょっと表現を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:29	しておりますので、ここに、の意図としてはそういうところです。から例えば煙の時にからうを考慮するとかいう意図で書いたわけではなくて、
0:48:41	それぞれを選んだ後で、
0:48:44	の時は氷を、
0:48:46	熱を
0:48:49	例えばであれば、その外気によりってというようなところで、そういうのを選定した場合はもう、を考慮してっていうそういう意図です。
0:49:01	よろしいでしょうか。規制庁西内です。ちょっとまだよくわからなくてちょっと具体的にじゃあ一つ例を出していきたいんですけど。
0:49:09	まず、火災感知方式の選定で、0っていうところで、まず煙汚染、
0:49:15	優先して選定する線と選択する選択か。
0:49:18	括弧0で、煙をまず優先して選択しましたってなったら今度感知器等の選定のボックスに行くわけですよ。
0:49:26	そうしたときに、まず①の考えかたに基づいて、煙の中から、何を選定するっていったときに、
0:49:36	この基本的な考え方(ア)を考慮する必要がここでまたあるんですかね。
0:49:41	それともここ、いや、もうここではないん。ここでは追加的に考慮する話じゃなくて単純に設置場所の環境条件に適用するものを煙の中から選ぶんだっていうだけなのか、それとも追加的に、
0:49:52	括弧、0を考慮するのか。
0:49:56	どっちですかね。追加的にマルアルコールすんだったら何を追加的に考慮するのかをまず確認したいんですけど、まずどっちですかね。
0:50:03	中国電力の磯野です。追加的な考慮はありません書き方として、上の選定のところから、わかりやすくする意味でちょっと書いたところもあります、
0:50:15	何か追加でやるということはありません。はい。規制庁西内ですけど、まずフローって、今僕が読んだふうに読んでいくのか、普通の読み方だと思うんですよね。
0:50:27	まず火災感知方式選定しました、で選定したもののの中からこの(イ)、①の、
0:50:34	考え方で選定します、選択しますっていうときにまたこの中に入っていると、追加的に何かを考慮するような、
0:50:41	印象を受けると思うんですけど。
0:50:44	結局やってるのはそのね、感知方式の選定って意味合いで、この丸あつてのツール使うんですっていうことであればそれがそれ以降に出

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	てくる意味がわからないのでちょっとそこら辺は逆にちょっとわかりづらく、
0:50:55	しているのかなという印象を受けました。なのでちょっとやりたいことを踏まえて、ちょっともう一度フロー同じような部分がないとかも含めてちょっと見直してもらえればと思います。要は1個1個自分たちでそのたどっていったときに、
0:51:07	やってることとかちゃんと表現されているかっていう確認をもう1回してもらえればいいのかと思いますけど。
0:51:13	はい。四国電力の磯野です。承知者承知しました。
0:51:18	はい。よろしくお願いします。
0:51:21	笠井笠井氏の齊藤です。ちょっともう一つ教えて欲しいんですけど、この火災感知器の選定のところに、下に表がついてますよね。
0:51:32	この表と。
0:51:33	この上で言ってる火災感知器の選定のところが何か今ひとつ、結びつきがよくわからないんですけども、このところの表の部分と、ところ書いてある内容について、
0:51:46	少しご説明いただいてもよろしいですか。
0:52:01	四国電力のシゲマスです。
0:52:04	こちら等①①の方で、環境条件に適合する感知器または検出装置を優先するというところと、
0:52:13	②で感知器を優先する、それから、アナログ室③にある式を優先するというところで、それぞれ感知方式等等、
0:52:23	環境条件また県感知器の種別、検出装置の種別、
0:52:28	ごとに
0:52:30	どういったものがあるのかっていうのを示したものでございますこちらのの中から、この①②③に適合するものをまずは優先。
0:52:38	そして①②③の考え方からこの表の中の、
0:52:42	乾式元検出装置を選定して次のフローへ流れていくというそういう意図で投票を記載してございます。以上です。
0:52:53	加西市のサイトウです説明ありがとうございます。
0:52:58	①、先ほど西内から質問させていただいた①なんですけども、この①と、この表の関係っていうのは、
0:53:07	どういうことになるんですかね、結局丸い表の部分は横軸のところ、一般的な環境条件とか色、いくつかの環境条件とか、
0:53:18	書いてあったりそれから右側には、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:21	検出装置という言葉を使ってご説明いただいておりますけども、これと、
0:53:26	①の関係が、
0:53:30	いまいちよくわかんなくなってきたなと思って見ているんです。で、②番のところは、検定品を優先するって書いてあるんで、この表で言うところの、
0:53:40	環境方式以外除いた3列あるうちの、右、左蓋通のところを選ぶであろう真ん中の二つ選ぶんだろうなって話で、
0:53:53	アナログ式の感知器を優先するっていうんで一番左の一般的な環境条件の列をやるというそこはわかるんですけどもね。
0:54:00	結局今、ご質問させていただいてる趣旨としては、①の書き方等、この表の、この感知器のほ館長方式、
0:54:12	感知方式じゃないとその右側のですね感知器の選定とか検出装置の選定とか、この辺の考え方と、①のところをうまく整合させて説明しないと多分、
0:54:22	ニシウチから質問させていただいてるところも含めて、生関係性がよくわからないなんて話になってくるんですけども、①番とこの表の
0:54:33	一番上の、
0:54:37	一行というか2行というかこの部分の関係ってどうなってるかちょっともうちょっとわかりやすくご説明いただいてもいいですか。
0:54:45	はい。四国電力のシゲマスです。都丸一井のところでの肝になるのは、設置場所の環境条件に適合するということでございまして、
0:54:54	この表で言いますと、一般的な環境条件、感知器の選定の中で一般化、一般的な環境条件と、放射線の影響ですとか、いろいろもろもろの特殊な環境条件ございまして、
0:55:06	その選定する箇所の環境条件に応じて
0:55:11	感知器を選定するという意図でございます。
0:55:19	江藤規制庁ニシウチですけど、
0:55:21	ちょっと1回そもそも話をしたいんですけど、この表って、
0:55:27	どこでつく、このフローのどこで作ったんでしたっけっていうのをまず聞きたくて、この感知器の選定のボックスのその一行目に表の中からっていう形でまず表が出てくるんですけど、まずこの表を
0:55:41	どう作ったんですかっていうところがこのフローでどう表現されてるんでしたっけっていうところをスタートに置きたいんですけど。
0:55:59	四国電力高木です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:02	今のご質問はこの表、この線、採用する、選定する感知器の募集 5 をどのように、
0:56:11	整理したのかという意図で、
0:56:14	認識は合っていますでしょうか。いえ、規制庁西内ですSD、もう少しだけ追加で言うと、
0:56:23	この募集 5 って、別にこれ世の中にある感知器すべてっていうわけじゃないですよ。
0:56:29	感知器とあとは同等。
0:56:31	の機能を有する機器二つで、
0:56:36	ちょっと待ってください。用語がちょっといろいろ散らかってるのでいや、いわゆる感知器と消防法で規定されている感知器と、あとそれ以外などいわゆる同等品、
0:56:46	ていうものが世の中にたくさんあると思うんですけど、それらの募集後から、
0:56:52	すべてがここに表現されているわけではないと思ってるので何ら絞る、多分作業があったと思うんですよ。その作業をどうやっているかというよりはまずこのフロー上でどこでやっているんですかっていうまず質問です。
0:57:16	四国電力高木です少々お待ちください。
0:58:34	四国電力高木です。
0:58:36	こちらへと、
0:58:38	ご集合として、感知器選定対象として選ん、抽出した感知器につきましては、
0:58:44	まずは伊方発電所で、
0:58:46	実績のあるようなもの及びその一般的に流通してるものを、
0:58:51	一覧に表としてまとめたものとなりまして、選定のフローの中では、こちらの抽出プロセスは、
0:59:01	踏まえたものとなってございません。
0:59:04	規制庁西内ですけど、まずそこを表現するところがスタートだと思ってます。
0:59:10	というのも要は、感知器を選定して、設置してくだ障防法通り設置してくださいねっていう基準に対して、まずどこからどう選定してきたのかっていうのがまずわからないと始まらないですよ。
0:59:24	なのでそこからしっかり説明をしてくださいっていうことをまずお願いしてもいいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:32	四国電力高木です。
0:59:34	とコメント承知いたしました。衛藤。
0:59:37	それぞれどのように抽出したかプロセスを、資料に反映するようにいたします。
0:59:43	はい。規制庁西内です確認し、私が確認したいのは、繰り返しです。前回もちょっと言った話の繰り返しですけど、実際に伊方発電所において、
0:59:55	同感知器の型式方式も含めてですね、どうやって火災感知器を選定して、最終的にどうおくような形になるのか、その検討プロセス、
1:00:06	の選定フローがわかればいいです。なので、
1:00:12	その観点で1個1個フローを自分たちで追っていただいて、何か不整合が起こる場所があればそれを適時修正をいただければ多分、ちゃんとしたものができてくると思うのでそこはまずしっかり表現をいただくところからお願いしたいと思います。
1:00:25	よろしいですか。
1:00:29	四国電力高木です。承知いたしました。
1:00:32	はい。規制庁西内です。その上で、ちょっとその次回出てくるものに不フクマをちょっと見据えて話をしますけど、今この表って、伊方発電所で実績のあるって言いましたけど、
1:00:46	それをじゃあどう選んだんですか、っていうところが多分次の質問でくると思いますので、その選んだ観点っていうもの、何を考慮して何を選ぶのか。
1:00:56	ていうどういうことを考慮しているのか。
1:00:58	ていうことを明確に示していただくようにお願いしますそれは多分基準も見えていただければ、少なくとも基準で求めていることは明確に書いているはずですので、
1:01:08	そこを含めてしっかり適切に説明をいただく、まず説明をいただくようにお願いします。はい、よろしいでしょうか。
1:01:21	四国電力高木ですと、既設三方先生の既設の感知器に、
1:01:27	ついても選定プロセスを明確にするということで、理解いたしまして承知いたしました。
1:01:33	規制庁西内です。既設のというよりは、伊方発電所において、どのように感知器を選定していくのかっていう考え方がわかればいいです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:44	で、別に既設のプロセスと今回のプロセスって、今回多分一部プロセスが加わるとすれば、多分設置方法の方もしかしたらプロセスがちょっと追加になるかもしれないですよ、要求事項が増えているので、
1:01:56	ただ、選定は別に変わらないですよ、考えなきゃいけないことって、思ってるんですけど、まだ季節も含めてというよりは、自然と選定の部分って今までやっている内容をまずしかして、
1:02:07	今回の設置方法につなげるときにわかりやすくするものという理解をしてるんですけど。
1:02:17	そういう意味で単純に実績があるとだけ言われても、どう選定したか、また今後選定するかよくわからないってところですね。
1:02:31	四国電力の磯野です。よろしいですか。
1:02:34	はい、どうぞ。いちいち断っていただくなくても結構ですよ。そのまま。はい。よろしくお願いします。はい。
1:02:40	ですね今ちょっと西内さんがおっしゃっていたのはちょっとイメージが間違ってたらなんですけども、発電所で実際、どうやって選んだかっていうことで、
1:02:53	ちょっとイメージだけで言いますと、発電所、
1:02:57	には例えばその屋外、屋外であったり屋内であったり、こういう場所があったりと、というような中で、今世の中にある感知器っていうのはこういうのがあって、
1:03:09	伊方の場合だとこういうものが使用できる。
1:03:15	というようなところで、その中で、これとこれとこれを選びましたというのが表として、その流れがわかればよろしいということでしょうかまず環境というのが、
1:03:29	どういう環境があるので、市場ではこういう感じきんがあるので、その中から伊方で使えると判断しているものはこれで、この中から選定していきますってそんな流れでよろしいでしょうか。
1:03:46	うん規制庁西内ですけど、イメージはざっくり割ってると思います。で、
1:03:52	今の話でいうと、ちょっとまず、火災防護審査基準を見て欲しいんですけど、今回の資料2で言うところの7ページ目。
1:04:02	資料2の概要パワポの7ページ目のところに改正後の方で書いてると思いますけど、①の一番最初の赤枠に書いてるんですけど、
1:04:13	各火災区域における、ローラーの環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定して書いてますよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:21	だから少なくとも審査基準においてはこういったことを考慮して型式を選定することを要求している、審査基準においては要求しているものと理解をしていて、それに踏まえて、伊方発電所において、
1:04:34	さっきのお話の言葉を借りるのであれば、まず環境条件っていうのは踏まえてるんだらうなってのはよくわかるんですね。そのあとに出てくる、伊方発電所で使えるものを、
1:04:45	っていうのは何か、どういう観点が入っているのかがよくわからなくて、
1:04:50	そこら辺が審査基準とかとも照らして実際に考えていること考慮事項っていうのを明確に書いてもらえればいいのかと。まずこのフローにはですね、実態がわかるように、
1:05:02	というところですけどよろしいですか。
1:05:10	はい。四国電力磯野です承知しました。
1:05:14	はい。規制庁西内です。まずこのフローって補足説明資料としてお願いしているものですので、まず実態やっていることがちゃんとわかるように書いて欲しい。考慮事項を含めてですね。
1:05:26	その上で基本設計方針にはどこが書かれてるんだっていうのはそのあとの確認になるんですけど、基本的には審査基準との対応で、必要な部分を基本設計方針は変えてもらう必要があるのかなあと。
1:05:38	その上でさっき伊方発電所で使えるものを選定してっていうのが書かれてましたけど、それが別に審査基準との関係でなく、例えばコストとかの話なのか、そういった何か独自の何か考え方があるのか、そういった部分なのであれば、
1:05:51	そこら辺はまず補足のほうには書いて欲しいんですけど、その上で、基本設計方針とかには最終的には出てこないようなものなのかもしれないですし、まずは補足説明書の方にやっていることを素直に書いていたいただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。
1:06:08	そういう意味で、もう1点このページで言うと、
1:06:14	事誤動作の防止っていう基準がありますよね。
1:06:18	これも資料2の7ページ目でいうと、緑枠の部分ですけど、
1:06:22	誤作動を防止するための方策を講ずることって書いていて、
1:06:26	それは、このフローではどこで出てくるんですたっけというと、
1:06:32	この③に入っちゃうんですかね選定の部分の、
1:06:40	四国電力高木ですとご認識の通り丸さんが、当該の記載となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:45	規制庁西内ですそういう意味でいうと、まず審査基準は、設置にあたっては誤作動を防止するための方策を講ずることっていうふうに書かれています、
1:06:56	別に型式の選定の段階で誤作動の防止っていうことまでは審査基準では言ってないんですよ。
1:07:02	で別に速攻伊方発電所としてここに選定の中に入れました。
1:07:07	ていうのなら別にそれはそれでいいんですけど、で、
1:07:11	そうしたときに、じゃあ今度、今、四国電力の基本設計方針、
1:07:16	今も申請もらってる機能設計方針を読むと、
1:07:19	アナログ式の火災感知器は、
1:07:23	誤作動を防止するため平時の状況を監視し、かつ火災現象を把握することができる設計とするっていうようなことも書かれています、別に
1:07:32	ちょっとお待ちいただいていますか。
1:07:42	衛藤規制庁ニシウチです。ちょっとすみませんもう一度言いますけど、衛藤。
1:07:47	まず、
1:07:52	やっていることを、まずこのフローにちゃんと表現していただくというところをスタートにさせていただいて、
1:07:59	そういう意味でいうと先ほどちょっとお話し掛けましたけど誤作動の防止って火災防護審査基準上求めていって、
1:08:10	火災防護審査基準上はその設置にあたってはその感知器等の誤作動を防止するための方策を講ずるっていう形で書かれています、別に火災審査基準、火災防護審査基準上は、
1:08:20	選定の中でやるっていうよりかは選定し、プラス、誤作動の防止の方策もやってねっていうような書き方になってますと。
1:08:29	そういう意味では伊方発電所の場合にこの③、選定の部分の③に誤作動の防止の話が入ってますっていうのは別にそこに位置付けたっていうこと自体は別にいいんですけど、
1:08:40	一方で四国電力の今の申請書を読む限りは、
1:08:45	別にこのアナログ式の火災感知器を優先するっていうだけじゃなくて、
1:08:49	誤作動を防止するための方策として平時の状況を監視し、かつ火災の現象を把握することができる設計とするっていうような別にあのアナログ式の感知器を優先して選択する以外のこともやってますよね。
1:09:03	そういう意味では今申請書で書かれてる内容とも整合しないですし、火災防護審査基準との構成とも整合しないのでちょっとよくわからないなど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いうところでちょっとこら辺を事実確認をさせていただきたいというのが次の話になります。
1:09:16	こら辺も先ほどのお話と同じで多分まだ表をうまく表現がしきれてない部分なのかなというふうに思料しますので、別に今日の段階での明確な回答不要で、次回以降審査書にまたしっかり落としてもらえればいいのかと思っています。
1:09:34	四国電力シゲマスですけれども、基本設計方針に書いております平時の状況での確認ですとかそういったものを、確認する具体的な手段としてアナログ式という感知器というものがあると思いますので、それはわかるように資料に落とし込みたいと思います。
1:09:50	以上です。
1:09:52	葛西津野サイトウです。今のニシウチからの指摘の対応についてはよろしく願いいたします。あと私から、念のためにお話をしておきますけれども、
1:10:05	用語の使い、ここに書いてある用語脳ちょっと感知器の用語の使い方について、一言だけちょっと確認をさせてください。
1:10:15	私の理解としては、感知器はもうイコール検定品だと思っています。なので、この表でも書いてある通り、
1:10:27	右側に検出装置って書いてあってこれが検定品でないものというふうに思ってるんですけども、この検出装置のところを土肥。
1:10:37	一番最後の行を見てみると、非アナログ式の屋外使用の炎感知器というふうに書いてあって、これ、
1:10:46	これは一体何なのみたいな話になるので、基本的には、これも検定品でないのであれば検定品でないような表現にさせていただきたいなというふうに思っています。で、
1:10:58	その上で、火災感知器という言葉と、一般の炎感知器とか、感知器とか、そういった用語についてですねきちっと整理をしていただきたいなというふうに思ってますまず、ここは大丈夫でしょうか。
1:11:15	四国電力高木です。
1:11:18	四国電力高木です。用語の整理について承知いたしました検定品かどうか、はっきりわかるように明記いたします。
1:11:26	はい葛西津野サイトウですよろしくお願いします。その上であともう一つ申し上げておきたいことはですね、今このホー5の18ページのところをご説明いただいとるところですけども、
1:11:41	基本的に炎、最初、保護の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:49	1、1 ページからかな、ずっと感知器とかまたは検出装置のですね、ご説明をいただいているんですけども、検定品でないものについては、基本的には、
1:12:01	その性能については、使用する側、つまり、今回宇都四国電力側がすべてを説明をし切らないといけないということについては、
1:12:13	わかっているらっしゃると思うんですけども、感知器と同等ということについては、基本的には感度はと設置する上で当然のことなんですけれども、
1:12:24	繰り返し試験であったり、要はどれぐらい使えるのかとか、それからどれぐらいの温度で使えるのかとか、そうしたことについてもここには書いてないですけど、
1:12:34	当然確認した上で、感知器と同等品ということで、使っているというご認識でよろしいですよっていう、念のための確認です。
1:12:49	国電力高木です。ご認識いただいている通りでございます。
1:12:54	笠井さんサイトウです。若井、理解いたしました。であればですねこの後ですねいろいろ話を詰めていく際にですね、検定品でないものを使っている場合に、
1:13:06	そうしたところの試験結果についてですね場合によっては説明をお願いするかもしれませんのでその際には対応よろしく願いいたします。
1:13:16	四国電力高木です。承知いたしました。
1:13:22	はい、衛藤規制庁ニシウチです。続けてですね。
1:13:26	とりあえず最初の選定のところは、
1:13:31	大きくは以上かなと思います。まずはちょっと先ほど言ったような話をしようかしないとそれだけ下の話が進まないの、まずは今言ったような観点を踏まえてしっかりわかるものを出していただければと思いますので、
1:13:44	続けてちょっと設置の方に行くんですけど、
1:13:52	違う過誤まず選定カマタここは、
1:13:55	あ、失礼しましたまずここまだここは選定ですね。で、
1:14:00	と、
1:14:04	ちょっとその上で続けてですけど 3、
1:14:08	4 分の 2 の方ですね。
1:14:14	まずちょっとわからないのか。
1:14:18	と一番最初のひし形から、イエスに行く時、要は 1 種類目をオク時、
1:14:27	違うか要はだから煙が使えないときですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:30	基本的な考え方のイに該当する場所と言えば外気が、外気が流、
1:14:38	外気が外気より煙が拡散する場所なので、要は煙感知器が使えないよ うな場所、
1:14:45	言った時にまずイエスってなってその時に屋外エリア化って出てくるん ですけど、
1:14:51	これは
1:14:54	今の話の流れでどう読めばいいんでしたっけ。
1:15:01	なぜこれがここに入るんでしたっけっていう話なんですけど。
1:15:15	自国電力高木です少々お待ちください。
1:16:21	四国電力高木です。
1:16:24	ご指摘いただいた②の項目の記載と、屋外フロー図の屋外化の項目に つきまして、内容重複してございますのでそれを踏まえて
1:16:35	フロー図について再度検討いたし、整理いたします。
1:16:42	規制庁西内です。
1:16:45	もしかしたらその先行の審査資料とかを見て作られてるのかなあとい う気がするんですけど、というか基本的に多分先行プラントの審査をちゃ んと見ていただいた上で申請をいただいていると思っているんですけ ど。
1:16:58	そういう意味でいうと多分ここは重複じゃないんですよ。おそらく。
1:17:03	多分言いたいことが表現できてないだけなのかなという気もしますけ ど、ちょっとそこら辺は先行の審査とかも含めて、四国電力でどう考えた のかっていうのをちゃんと課菅検討いただいて、
1:17:14	重複であれば別に削除いただいても結構ですし、中国じゃないのであ ればちゃんと趣旨がわかるように書いてもらえればいいのかと思います す。
1:17:21	いうところです。まずは、検討いただいた上で、資料の修正なし、充実化 をお願いしますと。
1:17:30	いうところが最初の一つ目です。で、
1:17:32	ちょっと今日はそういう意味で言うと多分細かい部分をやるよりかはちょ っと大枠で観点だけでも確認を進めたいんですけど。
1:17:40	次の話でいうと、
1:17:41	消防法施行規則に基づく条件下、その他条件下っていう形で分けても らってるじゃないですか。
1:17:52	その部分の話なんですけど、
1:17:59	この例えば煙感知器で行ったときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:03	この粉じんの発生または水蒸気が多量に滞留する場所かというのが一番最初のひし形ですよね。
1:18:09	次に結露の発生しやすい場所か、20メートル以上の場所かという形で三つボックスがあるんですけど、
1:18:16	それぞれ
1:18:17	消防法施行規則の何号とかに該当するかっていうのをまず資料上に明確化、明記してもらってもいいですか。
1:18:27	四国電力高木です。消防法施行規則の何条に該当する該当項目。
1:18:33	がわかるように資料を充実化いたします。はい。よろしく申し上げます。その上で、それ以外にないのかという観点だけちょっともう一度確認をいただいて、
1:18:44	あるかないかについてはちょっと明確に回答いただければと思うんですけど現時点で回答可能ですか。
1:18:53	例えばですねちょっと障防法の具体的な上番号忘れちゃったけど、
1:18:58	障害物とかがあって、有効に感知できない場所っていうのも、障防法とかだと、
1:19:04	と記載されてた方だと思うんですけど、
1:19:07	そういうようなその有効に感知できない場所とかどうかっていうのもないのかあるのかというところですね。
1:19:13	要はこれに限定されている理解でいいのかというところを確認したいという趣旨です。
1:19:27	四国電力高木です。基本的には他の条文については該当がないと考えておりますが、再度確認をして、フロー図の、
1:19:35	再整理、必要であれば修正を行っていきます。
1:19:41	何よろしく申し上げますで、その上で、
1:19:45	資料2の概要パワポの11ページ。
1:19:52	のところでもう、
1:19:54	追加になってるんですけど、
1:19:56	分類として水蒸気等の発生するエリアっていうものが追加になっていて初回のヒアリングから比較してですね、
1:20:03	実際このフローでもう粉じん水蒸気、あとは結露、
1:20:07	ていうものが多分ここに対応する場所として書かれてるんですけど、これはまず基本設計方針、申請書の基本設計方針を見ると特段こういった話は書かれていなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:18	これは今後も補正をするということを考えているということでもいいんですか。
1:20:26	四国電力高木です。ご認識の通り、前回の第1回のヒアリングのコメントを踏まえて、
1:20:32	記載の見直し、補正を考えているという意味としてご理解いただければと思います。規制庁西内です。了解しましたコメントというか、あれですねコメント、指摘ではなくて事実確認した結果、
1:20:46	四国電力の方で抜けてる場所がわかったのでこれはここについては明確に今後補正で追加することを考えているという趣旨でよろしいですかね。
1:20:56	四国電力高木です。失礼いたしましたそういう趣旨で、
1:21:00	相違ありません。
1:21:01	はい。承知しました規制庁ニシウチです。江藤。少なくとも申請してから最初のヒアリングでの事実確認でこういうのが出てくる時点で、ちょっと抜けが多いのかなってというようなやはり印象を受けるので、
1:21:16	少なくともそういったことがないかっていうのをもう1回しっかり確認をいただくように徹底をいただければと思います今日ヒアリング中で何回も言ってると思いますけども、
1:21:25	よろしくをお願いします。
1:21:27	続けて、この審査資料の3の方に戻りますけどその他考慮事項の方。
1:21:34	これも補正をするかを考えてるのかもかもしれませんけど、
1:21:39	二つ目のボックスですよ。施工保守運用が実用上困難な環境があってこれは具体的に何を考えているのかがよくわからなくてですね。
1:21:47	上のボックス被ばく線量の話っていうのが具体化されていて割とわかりやすいんですけど、
1:21:52	それ以外に、施工保守運用が実用上困難な環境があると考えていると、そういう理解でいいですか。
1:22:02	四国電力高木です。ご認識の通りでございます。
1:22:07	規制庁西内です。
1:22:09	それは具体的には、
1:22:13	何を考えているのかというと、
1:22:16	多分次のページに行ってオペフロとか、貯蔵庫エリアとかにすぐとかそういう場所が該当する、違うか。
1:22:29	そういう意味でいうと次のフロ一次の黒にいつちゃうからいいか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:35	わかりました。ちょっと一旦ここはここで止めておいて後でちょっとまた具体的に確認したいんですけど、甘いか、すいません併せて確認したいんですけど。
1:22:44	具体的にこれ何が該当すると考えてるんですかね。
1:22:51	被告電力高木です。
1:22:53	当保護 20 ページの一番下、左下の、
1:22:58	と記載しているエリアすいません、フロー、すいません、向後 20 ページのフローの左下で、施工保守運用が事実上困難な環境ということでその先に、
1:23:12	と記載してございますSFピット及びセーフティエリアが該当すると考えてございます。
1:23:19	規制庁西内です、それらは何で、その条件に該当するのかっていうのがよくわかんないんですよね。
1:23:29	なぜ施工保守運用がそれらは実用上困難な環境なのかっていう理由がよくわからないんですけど。
1:23:37	それはあれですかねその補足説明資料 7 の方とかに行くと具体的に書かれているんですけど。
1:23:44	遅刻連絡シゲマスです。おっしゃる通り、補足 7 の方に、9、それぞれ具体的に説明をしております例えば、使用済み燃料ピットでしたら水の中に、
1:23:54	先の区画ですので設置できないとか、そういったのをそれぞれに書いておりますこのフロー上は、ちょっと個別に表すのがちょっと難しかったのでちょっとざっくりになりますけれども、こういう施工保守運用が困難な箇所と、
1:24:06	ということで記載してございます。以上です。
1:24:09	規制庁西内です。そういう意味でいうと、
1:24:13	ちょっと 1 個具体的に確認したいんですが、今おっしゃったピットエリアって補足説明資料のナンバーにその説明がありましたっけ。
1:24:24	四国電力、高木です。全国電力高木です。
1:24:29	補足説明資料 7、
1:24:32	ページ番号 5-7-3-1 から、
1:24:38	ページの 7 ポツ 3 ポツ 1 のところで説明を、
1:24:43	記載してございます。
1:24:46	愛甲以降ですね。
1:24:50	規制庁西内です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:52	そのどこに実用上、施工保守管理が困難っていう話書かれてるんでしたっけ。
1:25:05	どこかに書かれてますか。
1:25:13	少なくともこれ見る限り別の理由で選定されてるように聞こえてる見えてるんですけど。
1:25:27	四国電力アクセス少々お待ちください。
1:25:33	はい、四国電力の磯野です。
1:25:37	実用上困難というところについて掘法の7-3-2とかですと、確かに
1:25:47	おっしゃる通り、
1:25:49	保守運用、実用上困難とかそういう表現はちょっと使っておりませんで、実態、水につかっているとか、
1:25:59	嘘。そういう、そういう話を設置することが単純に水面の直上はもう困難ですということを書いているだけですので、
1:26:09	ちょっとここにつきましては表現が統一できるようにちょっと表現を修正いたします。以上です。
1:26:18	規制庁西内です。表現の統一ぶりを聞いているわけではなくて、
1:26:23	まず何を、繰り返しですけど、何を考慮しているかがわからないんですよ。
1:26:29	今の話を聞く限り、
1:26:32	5日中に置けないっていう話をおっしゃいました。それは何かそもそも、設置できるような感知器がないっていうだけな気がしていて、施工保守管理が困難とかそういう理由ではないと思うんです。
1:26:48	要は、ちょっとその何を考慮してるかが絶対わからないので、確認のしようがないので、ちょっとまず、フローはしっかりやりたいことやってることを書いてもらって、そのあとの、まさに、
1:26:59	各保安水準を適用してる各エリアの話ですよ。に行ったときに、そのフローのそれぞれの理由に対してこういう駄目こういう駄目っていうことがちゃんとわかるように書いてもらえればすごい理解が進むんですけど。
1:27:11	ちょっと今の事実確認してる段階だとそういう情報がちょっと繋がりがなくてよくわからないっていうのがまず現状なんですよ。だから表現の統一ぶりをまず検討いただくというよりは、何を考慮しているのかっていうのを明確に説明して欲しい。
1:27:24	っていうのが確認をしたい事項なんですけど、お願いしてもいいですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:33	四国電力高木です。と考慮事項が確認できるよう、補足説明資料 7 を充実いたします。
1:27:41	はい。規制庁西内です。少なくともこれ先行ノー審査をしている中では、火災感知器を消防法施行規則通りに置けないって条件としては、こういったものは出てきてない。
1:27:55	基本的にはその機器条件として消防法施行規則って、除外しているような条件以外は基本的にはオク、ただ、どうしてもその比婆くうの関係で置けないところあるのでそれはしょうがないよねっていう話は、
1:28:08	確認はしてるんですけど、こういったその実用上困難な環境かどうかって確認をしたことがないので、そういう意味ではここはしっかり確認をする必要があると思っている部分ですので、どういう考え方でこれが出てきたのか、実際にどういう、
1:28:21	どういう場合にこのイエスに行くのか、っていう判断ジャッジメルクマールが何もわからないのでそこら辺をまず明確にすることを心がけていただければと思います。よろしいでしょうか。
1:28:32	四国電力高木です。承知いたしました。
1:28:35	はい。よろしく申し上げます。あと、このページで言うと、ちょっと疑問なのがですね、ここ左上にちょっと最初僕も引っかかっちゃったんですけど、火災感知器の選定って書かれていて、
1:28:47	一方で、もうこって一番下にも書いてもらってる通り、
1:28:51	こういった条件、
1:28:53	が全部該当しないんであれば基本的には火災防護審査基準の
1:28:57	設置方法、要は消防法施行規則の設置方法で設置っていうことになると思うんですけど、ここはまだ選定のフローなんですかね。
1:29:06	設置のフローではないんですかね。これ設置方法の検討フローという僕理解をしてたんですけど。
1:29:28	四国電力高木です。
1:29:32	星関井のコメントを踏まえまして、再度、フローのタイトルについても、再度検討整理いたします。
1:29:42	規制庁西内ですよろしく申し上げます。で、
1:29:48	とりあえず大きいところはそこですねここまでで、
1:29:52	今言ったような話を含めてちょっともう少し明確にわかるように書いてもらえればと思いますと。
1:29:57	いうところですので続けてですけども、今度ちょっと保安水準の方の話にも行くので

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:05	ちょっと一旦、
1:30:07	フローから離れる形の方がわかりやすいかな。
1:30:13	アマヤフロー上で話しますすいません次のページ。
1:30:17	徒歩の 5-20 ページ。
1:30:19	の、
1:30:20	一番最初のボックスのところでは保安水準の基本的な考え方って書かれていて、
1:30:25	一番最初の鍵括弧AとDの安全性及びSAの重大事故等に対する必要な機能が火災により損なわないよう対象エリア発生する火災を感知できること。
1:30:37	または火災の影響が限定的に評価できることって書かれていて、まず、
1:30:43	わからないのが、
1:30:48	結局、どう感知するんですかっていうそういう設計水準、感知としてやるのがよくわからない。
1:30:56	結局これで日本のときに、
1:30:59	感知、
1:31:02	じゃ結局完治どうするのって言われた時に対象エリアで発生する火災を感知できること。
1:31:06	で書かれてるだけで、
1:31:09	それをどうするのかっていうのがよくわからない。
1:31:12	これは具体的にはからで書いてますって言うのかもしれないですけど、まずこの基本的な考え方で書かれてないと、その下に繋がっていかないの、
1:31:22	まずここで何、それが表現されてないのは何でしたっけってところになるんですけど。
1:31:29	で、今書かれているのはDBSAのその機能が損なわれないようって書いてあるんですけど。
1:31:35	このDBSAの機能が損なわれないのって、別に感知だけで達成できないですよ。
1:31:43	発生防止、感知消火、影響軽減DBIに関しては影響軽減という3方策によって、
1:31:51	最終的にこれが達成できるわけですよ。
1:31:55	だから、
1:31:58	少なくとも感知の部分の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:01	これまさに感知消火の感知の基本設計方針の中にこの文章書かれてるんですけど、
1:32:07	そうすると結局じゃあ感知としてどういう、どういうことをやろうとしてるのってというのがわからないので、ちょっとそこら辺がわかるようにまず説明をして欲しいんですっていうのをお願いしてもいいですか。
1:32:30	四国電力高久です。少々お待ちください。
1:32:43	あ、えっと四国電力シゲマスです。衛藤。今のご指摘としては、
1:32:48	早期に感知することとかもれなく管区実に関する事とかかそういった表現が出ないと次に繋がっていかないとそういう。
1:32:56	出資でしょうか。
1:32:59	規制庁西内ですまさに、イメージとしてはそういう部分だと思っていてそういう説明をまず確認したいっていうところです。で、
1:33:08	今の話でいうと、
1:33:11	早期の火災感知ってまず基準で求めていることで、それを達成するための手段として%火災防護審査基準に、消防法施行規則通りに2種類設置する。
1:33:21	ということが書いてあるんですけど、結局それを達成できないときにどうするかっていう定義ですよこれって。
1:33:28	なのでそこで早期にとだけ書かれても何をやりたいかがよくわからないので、早期っていうのは、
1:33:33	早期にとするだけ説明されると、具体的にどうするんですかっていう話に変えていくのかなと思うのでそこら辺を踏まえてちょっと、まず何をしようとしているのかっていうのを説明をいただければと思うんですけど。
1:34:04	四国電力高木哲少々お待ちください。
1:34:58	します。
1:35:02	江藤。規制庁西内ですけど、今の点は次回以降またヒアリング資料とか充実してもらおう形でよろしいですかね。
1:35:12	四国電力高久です。持ち帰り検討させていただきます。
1:35:17	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。そういった話がおそらくこの下丸赤マルAの部分。
1:35:25	で、ある程度表現を具体化されているのかなあと思うんですけど。
1:35:31	そういう意味ではこれら、実際にやっていることが多分これらの設計なのかなと思うんですけど、これらをとっていうのはどういう基本的な考え方に基づいてやってるのかっていうのが表現されればいいのかと思いますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:42	その上で、ちょっとこれは印可飯野。
1:35:48	うちの規制委員会の資料とか、火災バックフィットの
1:35:52	意見聴取会とかを事業者ともやっていると思うんですよね。そういったものをちょっと見てもらえればと思うんですけど、例えば丸
1:35:59	火災が発生する可能性が高い場所に加えてっていう形でまず高い。
1:36:04	場所にオキすって言うんですけど、
1:36:07	これは
1:36:09	改正経緯を踏まえていただければ、何か先祖返りしてるんじゃないかなという気がしてですね。
1:36:15	少なくとも改正経緯というところ労を見ていただければ、これ事業者としてもそう受けとめたって書かれてますけど、
1:36:25	今までは、
1:36:26	は、
1:36:27	下限がある場所発火原因や、あとは火災防護上重要な守るべき機器っていうものをねらって、感知器を置きました。
1:36:37	この2種類の感知器ですね具体的には置いていました。なので2種類目については一部白抜きじゃないですけど感知できない部分もありましたけどそこは基本的には持ち込み可燃物の対応とかそういった運用管理も含めて対応してるんですっていう設計をしてました。
1:36:52	ていう説明をまず事業者から聞いてたと思います。なのでまずこの火災が発生する可能性が高い場所って意味はまさにその発火元をねらっておくっていう設計と、今までの設計と同じなはずなんですよね。
1:37:04	そうしたときに、今度は、いやいや小葛西バックフィットってのはそれ、今までのそういう設計を変えるものであると。
1:37:13	あくまで火災区画区域内の、その発生火災の発生リスクっていうものを一様にとらえて、
1:37:20	網羅性を持っておくんだ。
1:37:21	ていう改正であると事業者も受けとめたっていう話を委員会資料の方にも書いてると思いますけど。
1:37:28	というところを踏まえると、
1:37:30	そもそも可能性が高い場所に加えてっていうところからスタートするのがよくわからない。
1:37:35	網羅性っていう部分についての説明がどこにもないんですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:41	キーワードとしては網羅性っていうものがまずあると思うんですけど、そういった部分に対しての説明がなされていないので、ちょっとその、何をもちって保安水準を達成しようとしているのかっていうところの、
1:37:52	説明が少なくとも今の資料見る限りちょっと理解ができないので、そういった観点で資料の充実化をお願いしたい。もう少し具体的な説明をお願いしたい。
1:38:00	と思っておりますが、
1:38:01	よろしいでしょうか。
1:38:08	四国電力高木です。承知いたしました。
1:38:11	はい。規制庁西内です。これ先行の審査を見てもらえればわかると思いますが、例えば先行の審査とかだと、まず基本的な考え方としては漏れなく確実に、
1:38:22	その火災区画区域で発生した火災を漏れなく確実に感知するということの基本水準としますと。
1:38:28	それを達成するためにあれこれ工夫しておきますよ。
1:38:31	ていうのが基本的にあるのでそういった部分をちょっと押さえてもらいながらなのかなと思いますけど、もちろん、別にこれに限った話ではないと思うんですよね。
1:38:39	あくまで火災防護審査基準通り置きけないときにどうするかって話なので、もちろんやり方が1に決まっているものがないので伊方発電所としてどういうふうにやりたいのかっていうのを明確に説明してもらえればと思いますよろしく申し上げます。
1:38:52	衛藤。
1:38:55	粒。
1:38:57	もう一つ、観点でいうと、
1:39:00	丸でいうと、開口部より高い場所についてあると思うんですよね。この隣接火災区域または区画に、
1:39:07	流通する可能性がある開口部で高い場所についてあるんですけど、
1:39:11	この、まさに隣接っていう話がどこから来たのかっていうのがよくわからない。
1:39:17	要は基本的な考え方と繋がりがよくわからないっていうのがすべてですね。
1:39:21	だから基本的な考え方をまずしっかりわかるように説明をしていただいて、そこから0赤田丸栄という部分につなげてもらえればと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:30	まず今の段階だと基本的な考え方が定まってないので、あまりその0、定まっていないとかちょっと不明確なので、ここの部分の理解が不明確な状態で下の話を進めても正直あまり効率的でないので、
1:39:42	まずはしっかり今の話を踏まえて、わかるようにちょっと説明をいただければと思います。よろしくお願いします。
1:39:53	四国電力高久です。承知いたしました。
1:39:56	はい。
1:39:58	とりあえず、現状、まず、ここが固まらないとそのあとの火葬を幾ら話をしてもしょうがないので、まずはしっかりここまでの話を反映いただくところをスタートにさせていただければいいのかなと思います。
1:40:12	その上でちょっと先の話をしておくと、
1:40:20	例えば補足説明資料7で、
1:40:23	ホの7-2-1 ページ、2-2 ページ目かな。
1:40:30	違うの失礼しました。
1:40:37	ホの7の、
1:40:39	2-18 ページですね。
1:40:50	このCvのオペフローの話、高天井エリアの話ですね、については、これは先行の審査でも同様の場所があって、その時にはどういう考え方でやってるっていうのは審査会合でも話してる話なので、
1:41:04	それを踏まえた上でこの説明をしたいのか、もしくは、それを十分にまだ踏まえきれていないのでちょっと今後反映するのかわからないですけど、ちょっとそこのスタンスだけ明確にしたいんですけど。
1:41:17	少なくともこの資料を読んでいる限りは最新の背最新の多分審査、
1:41:21	状況っていうのが踏まえられてないのかな。
1:41:24	という印象を受けますので、
1:41:26	一度ご検討いただく形でもいいですか。
1:41:29	最新の設計まで踏まえた、
1:41:32	内容になってるんですけど。
1:41:40	四国電力高木です。衛藤。
1:41:43	先行の審査状況を踏まえて、再度確認いたします。
1:41:48	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします
1:41:52	単純に見ている限りは、
1:41:54	先行の審査の状況をすべからく反映しているものではないのかなという印象を受けましたので、ちょっと確認をするということであればちょっとし

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	<p>っかり確認をいただいた上で、説明をいただければと思いますよろしく お願いします。</p>
1:42:07	<p>これここの部分だけじゃなくて他の部分にも含めても一緒な話ですの で、</p>
1:42:13	<p>一度センコーの大井の本を補正申請を受け取って行って、一応最終的 な補足説明資料、現時点での補足説明資料というのも受け取ってます のでそういった部分を含めて見ながら確認をいただければいいのかな と思います。</p>
1:42:26	<p>というところでちょっとここまでの話を、まずは明確化していただければ いいのかなと思います。ちょっと話が変わって、最後補足説明資料 8 ペ ージの部分にちょっと行きますけど、</p>
1:42:39	<p>8 ページの内や補足説明資料 8 シリーズ、</p>
1:42:43	<p>に行きますけど、</p>
1:42:44	<p>補足説明資料 8-2 の方で確認したいんですけど、</p>
1:42:49	<p>これ、光ファイバーのこの青い線、青いラインの方ですね。</p>
1:42:54	<p>これについては中央制御盤にはまず転送されないっていう、この絵の通 りでよかったんですね。</p>
1:43:03	<p>被告電力高木です。ご認識の通りで相違ございません。承知しました。 ちょっと次回の審査資料で明確に説明して欲しいんですけど、</p>
1:43:13	<p>これ最終的には、中央制御室に伝送することっていうか基準要求では なくて、あくまで基準要求は監視できることなんですよ。</p>
1:43:22	<p>だから、</p>
1:43:23	<p>具体的に受信機盤とあと中央制御盤っていう二つの監視盤ができるこ とになると思うんですけど、どのような形で監視をすることを考えてい るのか。</p>
1:43:34	<p>例えば中央制御盤って基本的には、中央制御室の運転員が常に常時 見ているようなものだと思いますけど、それに対して火災受信機盤の方 はどうなのか。</p>
1:43:43	<p>例えば警報が何ヶ所の火災信号を受信したら警報が中央制御盤のほう に行って、</p>
1:43:51	<p>それを踏まえて火災受信機盤見に行くとかそういう運用にするのか、例 えば警報オンとかですね、何かアラートとかが発生するのかとか、どう いうような形で監視することを考えているのかというのをちょっとわかる ように説明をいただきたいと思います。</p>
1:44:04	<p>お願いしてもよろしいですか。</p>

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:07	四国電力高木です。中央制御室での監視方法について具体的に、資料に反映いたします。
1:44:14	はい。規制庁西内です。あわせてなんですけど、どうしてこういう設計をしているのか。
1:44:20	光ファイバーのものについても、中央制御盤に入れればいいんじゃないのかなというちょっと気がしてたんですけど。
1:44:27	何かその仕様上できないのかとか、こういう理由があってやらないんだとか、何かそういうところこの設計思想があればそういった部分を切々とあわせて説明をいただければ嬉しいです。
1:44:38	よろしいでしょうか。
1:44:42	国電力高木です。承知いたしました。
1:44:45	はい。規制庁西内ですよろしくお願いします。
1:44:48	私からは概ね今日の時点での確認事項は以上ですけども、ほかに全体通して規制庁側から何かありますか。
1:44:58	すいません笠井葛西市長の齋藤ですけれども今日の資料の2の、
1:45:04	13ページ以降で、火災感知器を設置しないエリアの話がずらっと書いてあるんですね。で、
1:45:14	これも次回以降でいいんですけども、基本的に設置しない理由は燃えるものがないから、設置しませんというのは、基本的には審査上受け入れられないので、
1:45:28	既これを説明する際にはですね、燃えても、そこには一切安全上影響が及びませんと、というような、理屈をですねきちっと書いていただきたいんですけども。
1:45:41	そうになってないところが、そうそうになってないフレーズが幾つかあるので、そこを見直していただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
1:45:49	四国電力高木です。火災感知器を設置しないエリアの説明について承知いたしました。
1:45:58	はい。よろしくお願いいたします。基本的につつ、
1:46:03	1分だけついついでに言っておきますが、基本的には火災防護審査基準の中で、火災発生防止の話と、
1:46:14	とか、今議論している火災感知消火の部分と、影響軽減の部分と三つあるんですけども、基本的には火災感知消火のところをやらないと、
1:46:25	いうふうに言う場合にはですね火災発生防止で、2.1の方で説明するのではなくて、2.3の方のですね、影響軽減の方で、基本的には説明しないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:39	基本的には深層防護の考え方に合致しないので、そういうことすということだということをご理解いただければと思います。ということでそういった観点で、火災が発生しても、
1:46:52	影響を及ぼさないというような、理屈をですねきちっと書いていただければと思いますよろしくお願いいたします私からは以上です。
1:47:10	ここでイワサキで承知いたしました。あともう一つすいません。
1:47:15	今日の
1:47:17	後で見直していただくことになってるはずなんですけど、この5の、18ページのフロー図だったかな。ちょっと待ってくださいね。
1:47:28	阿保の5-19の、
1:47:30	火災感知器の選定の2分の2のところなんですけれども、一番下の方に、
1:47:36	火災防護審査基準 2.2. 1 の(1)の②に基づき、
1:47:42	消防法施行規則 23 条 4 項まではいいんですけどもまたは消防法では実務上認められる工事基準書等により火災感知器を設置して書いてあって工事基準書の話が入ってるんですけども、
1:47:56	これって、基本的には火災防護審査基準 2.2. 1 の(1)の丸に基づいてるように見えないんですけども、この辺はまた他のところも含めて表現修正していただくことでよろしかったですね。
1:48:11	確認です。
1:48:18	四国電力高木です。フロー全般について再度、内容確認整理、必要に応じて修正いたします。
1:48:26	赤歳出の齋藤ですよろしくお願いしますえっとですねそれとあわせて工事基準書 2 よって設置するというのが他のところにももしあればですね、その部分も全部見直していただければと思いますよろしくお願いします。
1:48:42	四国電力高木です。フローに合わせて、影響する範囲については、同じように修正等、修正整理等を検討いたします。
1:48:53	はい。規制庁西内です。今齋藤室長の方から話があった、工事基準書とかの話、これについては令和4年の1月の委員会、
1:49:05	でも議論は、委員会の方で議論をされていて、そこに限った話なのかなとはちょっと想像してたんですけど、そこら辺は少なくとも明確にわかるように書いてもらえればと思いますので、
1:49:16	少し道記載の充実化等々をお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:21	あと、合わせて1点だけすみません言い忘れていました。最初に冒頭の方で話ありましたが、使用済み乾式貯蔵建屋の方、
1:49:28	使用済み燃料の乾式貯蔵建屋の方に、結局2種類置かない、1種類しか置かないよっていう設計を、
1:49:35	その設計もこのフローに基づいて実施しているはずなんですよね。
1:49:40	少なくとも2種類置かないようは火災防護審査基準通り置かないっていうことは何かしらの考え方保安水準なのかよくわかりませんが、何かしらの考え方でそうすると思うのだと思いますので、
1:49:50	そういった部分がわかるように、明確化していただければと思いますよろしくをお願いします。
1:49:57	規制庁側他に何か確認したい点ありますか。本庁側は大丈夫そうですかね。
1:50:03	ウェブ参加組から何かありますでしょうかよろしいでしょうか。
1:50:09	今日の時点では大丈夫そうですかね。はい。
1:50:13	そうしましたら、最後スケジュール感を簡単に確認して終わりにしたいんですけども、
1:50:19	今日出した、確認事項、我々が確認したいとお伝えした点を修正して、来週ぐらいにもう一度ヒアリングができればいいかなと考えてますので、そこら辺の具体的な資料の提出時期とか含めて、
1:50:33	また東京支社を通じて事務的にご連絡をいただければと思いますけどもよろしいでしょうか。
1:50:43	四国電力高木です。調整してまた追って東京支社経由で連絡させていただきます。
1:50:48	はい。規制庁西内ですよろしくをお願いします。
1:50:51	そうしましたら全体として四国電力側から何かありますか。
1:50:58	四国電力高木です。こちら、四国電力からは特にございません。
1:51:02	はい。規制庁西内です規制庁本庁側は何かよろしいですか。
1:51:07	WEB参加組から何かありますかよろしいですか。全体として、
1:51:14	はい。
1:51:15	大丈夫そうですかね。
1:51:17	はい。
1:51:18	そうしましたら今日のヒアリングはこれで終了にしたいと思います。ありがとうございました。
1:51:25	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。